

理事会規程

- 第1条 [目的] 本規程は、日本手話学会会則(以下、会則)第11条に従って選任された、理事によって構成される、理事会の運営に関して定める。
- 第2条 [構成] 理事会は、会則第11条に従って選任された、理事によって構成される。
- 第3条 [役職] 理事会は各号の役職を置く。
- ① 会長 1名
 - ② 副会長 1名
 - ③ 事務局長 1名
 - ④ ニュースレター担当 1名
- 2 理事(会長を含む)の常置委員会ないし臨時委員会の委員兼務はこれを妨げないものとする。
- 第4条 [理事会] 理事会は、日本手話学会(以下、本会)の会則、規程、細則、及び、内規によって、理事会の議決、承認事項として定められた事項を議決・承認するほか、次の事項について議決し実行する。
- ① 本会の会則、規程、細則、または、内規等において、会長の行うべき行為として定められている事項の当否。
 - ② 本会の運営に必要な規程、細則、内規、または、これに類する諸種の取り決めの制定。
 - ③ 前記のほか、本会の運営に必要な一切の事項。
- 第4条 [運営方法] 理事会の運営は、電子メールなどの電子媒体を通じた審議、あるいは、会合による審議による。
- 第6条 [監事の出席] 会長は、必要に応じて、監事等の理事会への出席を求めることが出来る。

第7条〔拡大理事会〕 役員選挙完了から、年度終了までの期間、会長は、拡大理事会を設け、次期理事会を交えて理事会の審議を行うことにより業務引継の円滑化を図らなければならない。

第8条〔変更〕 本規程の変更は総会の議を経なければならない。

本内規は2010年11月18日より施行する。

本規程は2013年10月26日より改正施行する。